

## 労働協約解釈をめぐる団交拒否、 不当労働行為救済申し立て！

年休発給後の診断書提出の強要で、労働協約の解釈に対する団体交渉の申し入れを会社が拒否した問題で7月14日、東京車両所分会、新幹線地本、および本部は、東京都労働委員会に不当労働行為救済を申し立てました。

会社は、JR東海労が再三にわたって申し入れた団体交渉の開催に対し、全て拒否しました。そして、7月3日開催されたあっせんにおいても、会社は団体交渉の開催を拒否しました。会社の行為は、労働基準法を無視し、労働組合の正当な活動を妨害する悪質極まりない不当労働行為であることは明らかです。

このような会社の姿勢を糾弾するため、断固闘いましょう！



都労委に向いた仲間たち（都庁前にて）

年休に対する診断書強要都労委闘争に勝利するぞ！